

## 予断を許さない物価高騰への追加対策に向けた提言

国においては、現下の物価高騰を克服し、日本経済を再生するため、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及び令和4年度第2次補正予算に基づくきめ細かな対策を早速に実行していただいているほか、令和5年度地方財政対策においても、自治体施設の光熱費高騰への対応等が盛り込まれるなど、国民生活と事業活動を守り抜くための取組を進めていただいております。心から感謝申し上げます。

あわせて、「第7回物価・賃金・生活総合対策本部」において、岸田総理からは、予断を許さない物価高騰に対し、引き続き機動的に対応していく意向を示していただいたところであり、重ねて感謝申し上げます。

全国知事会としても、国の政策を補完しつつ、物価高騰等から地域経済を守るため、国と共に全力で取り組む決意である。

政府におかれては、引き続き、総合経済対策・補正予算の効果が地域に十分波及するよう着実に取り組んでいただくとともに、依然として先行きが不透明な物価高騰等に対し、国と地方が総力を挙げて取り組むことができるよう、以下の項目について大胆かつ強力な対策を講じて頂くことを強く求める。

### 1. エネルギー価格の高騰対策の拡充

物価高騰は全国的な課題であり、都道府県単位での対応には限界があることから、国民生活や社会経済活動の基盤となる電気やガス、燃料油などの価格の安定に向けて、国が引き続き対策を行うとともに、価格高騰の状況に応じて、LPガスなどを含め支援の拡充等を行うこと。特に、電気料金の改定申請に対しては、厳格かつ丁寧な審査を行うとともに、電気料金の抑制に向けた取組を更に進めること。

また、短期的な負担軽減策だけでなく、将来にわたり効果が持続するよう中長期的な取組に対する一層の支援を行うこと。

### 2. 事業者・生活困窮者等への支援及び食料品価格高騰対策の拡充

物価高騰等の影響により、全国で幅広い業種の事業者や生活困窮者等がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、消費喚起策や資金繰り支援、雇用維持・確保対策、生活困窮者等への給付など、国の責任において、実情に十分に配慮した幅広く手厚い支援策を効率的かつ効果的に講じること。

特に、肥料、飼料、燃料、被覆資材など生産資材等の価格高騰等により、農林漁業者等の経営に大きな影響が生じていることから、国が一律かつ十分に肥料、飼料、燃料等の価格高騰対策を継続して実施するほか、速やかな価格転嫁ができない酪農家をはじめとした農林漁業者等への支援策を拡充すること。

また、輸入小麦をはじめとする様々な食料品の価格高騰が家計や経営を圧迫していることから、早急に対策を講じること。

### 3. 社会福祉施設・医療機関等への支援

国が定める公的価格等により経営を行う社会福祉施設や医療機関等については、食材費や光熱費の高騰に加え、診療材料費も軒並み値上げの動きがあることにより大きな影響が生じ、厳しい経営を強いられていることから、利用者・患者等に安心・安全で質の高い福祉サービスや医療を提供し、公衆衛生の維持ができるよう、臨時的な公的価格の早急な改定や基盤整備に対する支援など国において対策を講じること。

### 4. 地域経済活動の構造強化

地域の中小企業等が物価高騰を乗り越えるためにも、適正な価格転嫁を行い、賃上げの原資を確保できるようにすることが必要である点を踏まえ、価格転嫁の円滑化等による取引適正化等を一層進めるとともに、成長分野への積極投資や生産性向上への支援等を通じた新たな付加価値創造等により、地域の企業の賃上げが持続的に可能となるような環境整備の一層の推進を図ること。

また、原油・物価高騰がさらに長期化する可能性も見据え、地域経済がこの変化を乗り越える力を付けることが肝要であることから、エネルギー転換等の事業構造の転換に係る取組に対し、一層の支援を行うこと。

### 5. 地域経済社会の立て直しに取り組む地方への追加的な支援

物価高騰等に対して、地方においては、令和4年度に措置された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、地域の実情に応じたきめ細かい対策を実施しているところであるが、今なお深刻化している物価高騰などの影響に対応するため、引き続き、地域住民や地域の産業を守る取組を継続、拡充していくことが求められている。

特に、物価高騰の影響が大きいと考えられる子育て世帯、高齢者世帯、低所得世帯、中小企業・零細事業者等への支援など、住民の生活を守る取組や地域経済社会の立て直しに向けて追加的な対応が求められている。

また、地域住民が利用する公共施設に係る電気料金等の高騰についても、地方財政計画において一定の措置が講じられているところであるが、4月以降の上昇等を見据えた追加的な対策が必要である。

このため、当該交付金について、令和5年度に地方がより効果的に活用できるような制度運用としつつ、速やかに増額すること。

令和5年3月9日

全国知事会	くらしの安心確立調整本部		
本部長	鳥取県知事	平井	伸治
本部長代行	岡山県知事	伊原木	隆太
副本部長	宮崎県知事	河野	俊嗣
副本部長	岩手県知事	達増	拓也
副本部長	大分県知事	広瀬	勝貞
副本部長	愛媛県知事	中村	時広
本部員	41都道府県知事		